

資料 1 公共用水域水質常時監視 測定方法

区分	項目	水 質			底質
		河 川	海域	ため池	
一般項目	気温	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)7 に定める方法	同左	同左	同左
	水温	規格 7 に定める方法	同左	同左	
	泥温	規格 8 に定める方法	同左	同左	
	外観				
	水色				
	臭気	規格 10.1 に定める方法	同左	同左	規格 10 に定める方法
	透視度	規格 9 に定める方法			
	透明度	規格 9 に定める方法	同左	同左	
	強熱減量				
	pH(底質)				
COD(底質)					
全硫化物					
ヨウ素消費量	規格 9 に定める方法	同左	同左	環境省水・大気環境局底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 120725002 号、以下「底質調査方法」という)Ⅱ 4.2 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 4.4 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 4.7 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 4.6 に掲げる方法 下水試験方(昭和 37 年 下水の水質の検定方法等に関する省令(H17 改正))に定める方法 底質調査方法Ⅱ 4.5 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 4.1 に掲げる方法(乾燥減量(含水率)) 2mm、63 μm メッシュのふるいによる方法	
酸化還元電位					
含水率					
粒度分布					
生活環境項目	pH(水質)	規格 12.1 に定める方法	同左	比色法	
	DO	規格 32 に定める方法	同左	同左	
	BOD	規格 21 に定める方法	同左	同左	
	COD(水質)	規格 17 に定める方法	同左	同左	
	SS	昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号に掲げる付表(以下「付表」という。)9 に掲げる方法	同左	同左	
	n-ヘキサン抽出物質	付表 14 に掲げる方法	同左	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	
	全窒素(水質)	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 45.4 又は 45.6 に定める方法		
	全燐(水質)	規格 46.3 に定める方法	同左	同左	
	全亜鉛(水質)	規格 53 に定める方法	同左	同左	
	ノニルフェノール	付表 11 に掲げる方法	同左	同左	
ふん便性大腸菌群数	水浴場水質判定基準付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法	同左	同左		
LAS	付表 12 に掲げる方法				
健康項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ 5.1 に掲げる方法
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ 4.11 に掲げる方法
	鉛	規格 54 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ 5.2 に掲げる方法
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	同左	同左	底質調査方法Ⅱ 5.9 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 5.14.1 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 5.14.2 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ 6.4 に掲げる方法
	砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	同左	同左	
	総水銀	付表 1 に掲げる方法	同左	同左	
	アルキル水銀	付表 2 に掲げる方法	同左	同左	
	PCB	付表 3 に掲げる方法	同左	同左	
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	トリクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	テトラクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	同左	同左	

区分	項目	水 質			底質		
		河 川	海 域	ため池			
健康項目	チウラム	付表 4 に掲げる方法	同左	同左			
	シマジン	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	同左	同左			
	チオベンカルブ	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	同左	同左			
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左			
	セレン	日本工業規格 K0105 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	同左	同左			
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法		同左			
	ふっ素	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は 34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)に定める方法及び付表 6 に掲げる方法		同左			
	ほう素 1,4-ジオキサン	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法 付表 7 に掲げる方法	同左	同左			
要監視項目	ホルムアルデヒド	平成 15 年 11 月 5 日付け環境省通知環水企発第 031105001 号付表 2 に掲げる方法	同左	同左			
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は五通知付表 4 若しくは通知付表 5 に掲げる方法					
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は五通知付表 4 若しくは通知付表 5 に掲げる方法					
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環境省通知環水企発第 040331003 号付表(以下「十六通知付表」という。)5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法					
	エピクロロヒドリン	十六通知付表2に掲げる方法					
	全マンガン	規則 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法					
	4-tert-オクチルフェノール アニリン 2,4-ジクロロフェノール	平成 25 年 3 月 27 日付け環境省通知環水大発 1303272 号付表(以下「二十五通知付表」という。)1 に掲げる方法 二十五通知付表 2 に掲げる方法 二十五通知付表 3 に掲げる方法					
特殊項目	フェノール類	規格 28.1 に定める方法	同左		同左		
	銅	規格 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法			底質調査方法 II 5.3 に掲げる方法		
	鉄(溶解性)	規格 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法					
	マンガン(溶解性)	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法					
	クロム	規格 65.1 に定める方法					
	全窒素(底質)				底質調査方法 II 5.12.2 に掲げる方法		
	全リン(底質) 亜鉛(底質)				底質調査方法 II 4.8.1 に掲げる方法 若しくは II 4.10 備考 1 に定める方法 底質調査方法 II 4.9.1 に掲げる方法 底質調査方法 II 5.4 に掲げる方法		
その他項目	アンモニア性窒素	規格 42 に定める方法	Dumas 法、日本化学会編「実験化学講座」1 に掲げる方法				
	亜硝酸性窒素	規格 43.1 定める方法					
	硝酸性窒素	規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法					
	有機性窒素	規格 44 に定める方法					
	懸濁態窒素						
	オルトリン酸態リン	規格 46.1 に定める方法					
	電気伝導率	規格 13 に定める方法					同左
	塩化物イオン 塩分	規格 35.1 に定める方法又は上水試験方法に定める方法					同左
陰イオン界面活性剤 クロロフィル a	規格 30.1 に定める方法 上水試験方法に定める方法	海洋観測指針による方法(サリノメーター) 同左	同左				
フェオ色素	上水試験方法に定める方法(ローレンツェン法)	海洋観測指針による方法(抽出蛍光法) 海洋観測指針による方法(抽出蛍光法)					

※本調査は、上記に掲げる測定方法等により行った。なお、平成 31 年 3 月に測定方法の一部を改正した告示がされている(平成 31 年 3 月環境省告示第 46 号)。

資料2 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月環境庁告示第59号・最終改正平成28年3月環境省告示第37号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法	対象水域	達成期間
カドミウム	0.003mg/L 以下	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	全 公 共 用 水 域	直ちに達成され維持されるように努める
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法		
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法		
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)		
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法		
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表1に掲げる方法		
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法		
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		
チウラム	0.006mg/L 以下	付表4に掲げる方法		
シマジン	0.003mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法		
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法		
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注 ⁶ 第三文を除く)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマト法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法		
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表7に掲げる方法		
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>5 本調査は、上記に掲げる測定方法等により行った。なお、平成31年3月に測定方法の一部を改正した告示がされている(平成31年3月環境省告示第46号)。</p>			

(2) 生活環境保全に関する環境基準

① 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道 2級 水産 1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	
B	水道 3級 水産 2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下	
C	水産 3級 工業用水 1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 21 に定める 方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による定 量法	
<p>備考 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう (海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう (海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。) を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等 β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

② 海 域
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと。	水域類型ごとに 指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法	
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b): 蒸留水について行った空試験値(mL) fNa ₂ S ₂ O ₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級: ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2 種及び3種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める 方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 3 本調査は、上記に掲げる測定方法等により行った。なお、平成 31 年 3 月に測定方法の一部を改正した告示がされている (平成 31 年 3 月環境省告示第 46 号)。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩(LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

○水域類型の指定

(ア) 名古屋市内水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
荒 子 川 (全 域)	E	イ
中 川 運 河 (全 域)	E	イ
堀 川 (全 域)	D	イ
山 崎 川 (全 域)	D	イ
天 白 川 (全 域)	C	イ

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
荒 子 川 (全 域)	生物B	イ
中 川 運 河 (全 域)	生物B	イ
堀 川 (全 域)	生物B	イ
山 崎 川 (全 域)	生物B	イ
天 白 川 (全 域)	生物B	イ

(イ) 庄内川等水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
庄内川(土岐川)上流 (小里川合流点より上流)	A	イ
庄内川中流(1) (小里川合流点から水野川合流点)	B	イ
庄内川中流(2) (水野川合流点から水分橋)	D	イ
庄内川下流 (水分橋より下流)	D	イ
矢田川上流 (大森橋より上流)	D	ロ
矢田川下流 (大森橋より下流)	D	イ
新川下流 (新橋より下流)	D	イ
五条川下流 (待合橋より下流)	D	イ
日光川 (全 域)	D	イ

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
庄内川 (全 域)	生物B	イ
矢田川 (全 域)	生物B	イ
新川下流 (新橋より下流)	生物B	イ
五条川下流 (待合橋より下流)	生物B	ハ
日光川 (全 域)	生物B	ハ

(ウ) 名古屋港水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
名古屋港 (甲) (注の水域)	海 域 C	ハ

注 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1燈標(北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒)を結ぶ線、同地点と知多町と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域。

イ 全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
伊勢湾 (イ) (注2の水域)	海 域 IV	イ

注1 平成14年3月15日環境省告示により類型指定された。

2 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間
伊勢湾 (注2の水域)	生物A	イ
伊勢湾 (イ) (注3の水域)	生物特A	イ

注1 平成24年11月2日環境省告示により類型指定された。

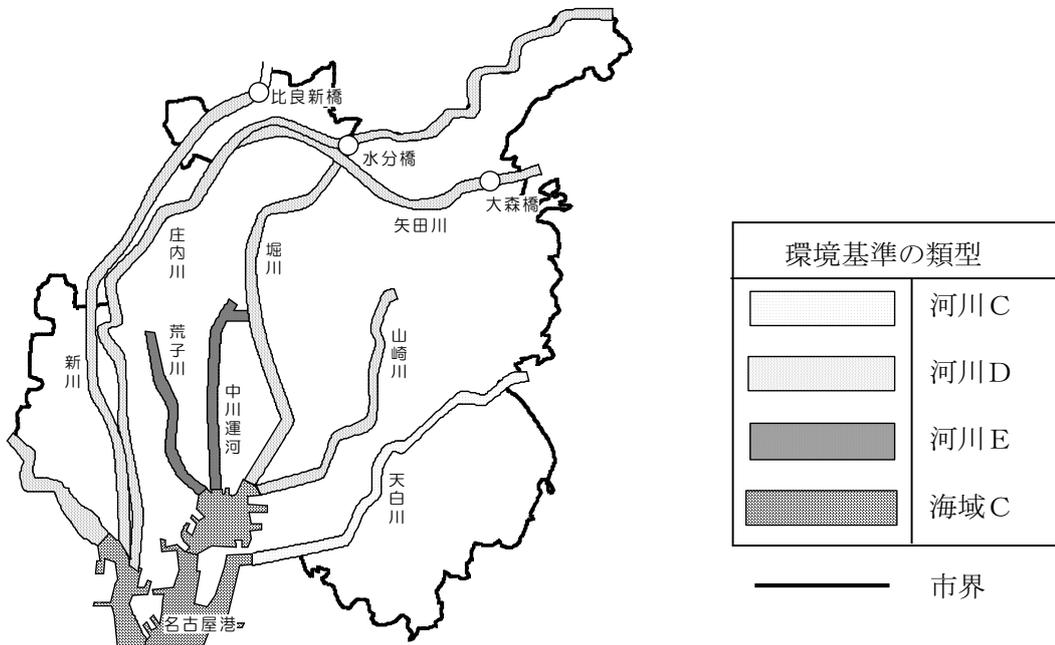
2 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良子岬まで引いた線、同地点から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)、伊勢湾(ハ)、伊勢湾(ニ)、伊勢湾(ホ)、伊勢湾(ヘ)、伊勢湾(ト)に係る部分を除いたもの。

3 愛知県名古屋港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

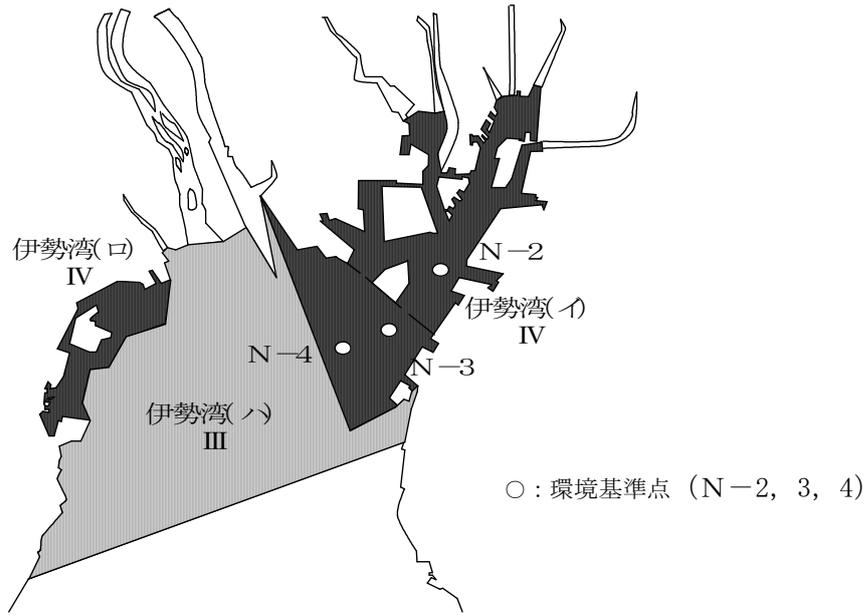
注：達成期間の分類（海域についても同様）

分 類	達 成 期 間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的すみやかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的すみやかに達成

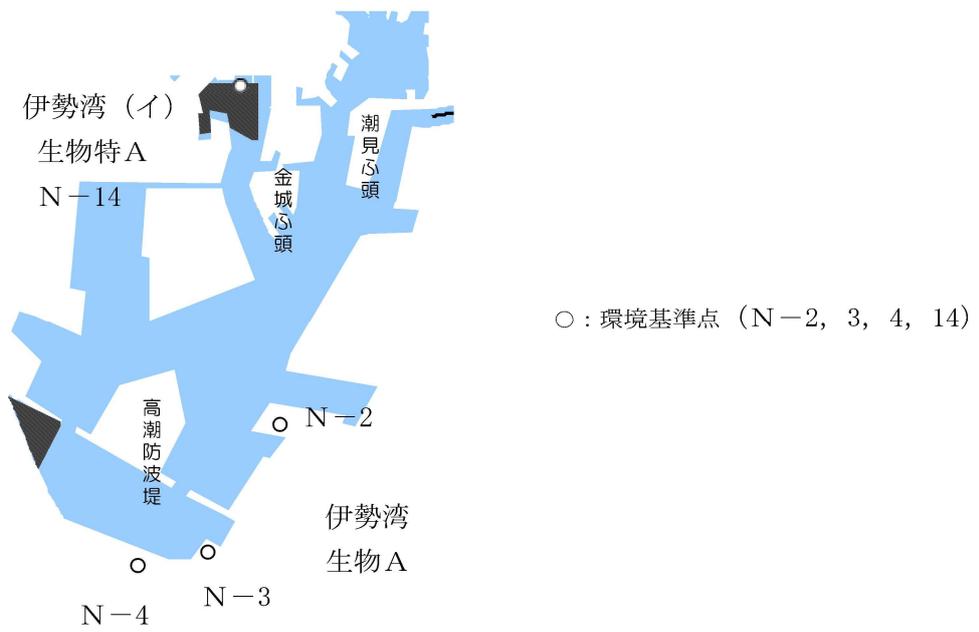
○各水域の環境基準の類型（全窒素、全燐に係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を除く）



○全窒素及び全燐に係る環境基準の類型



○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型



資料3 水質汚濁に係る環境目標値

(平成17年名古屋市告示第402号・最終改正平成25年名古屋市告示第506号)

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標

項目	区分 水質のイメージ	河川			ため池		海域		測定方法
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
水素イオン濃度 (pH)	川に入っ ての遊 びが 楽し める	6.5以上8.5以下			—	—	7.8以上8.3以下		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水際 での 遊 び が 楽 し め る	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	—	—	規格21に定める方法
化学的酸素要求量 (COD)	岸 辺 の 散 歩 が 楽 し め る	—	—	—	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	規格17に定める方法
浮遊物質 (SS)	水際 での 遊 び が 楽 し め る	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下	付表9に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	水際 での 遊 び が 楽 し め る	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	—	—	5 mg/L 以上		規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ふん便性大腸菌群数	水際 での 遊 び が 楽 し め る	1,000 個/100mL 以下	—	—	—	—	—	—	メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法
全窒素	水際 での 遊 び が 楽 し め る	—	—	—	1 mg/L 以下		1 mg/L 以下		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法（ただし、海域については、規格45.4に定める方法。）
全 ^{リン} リン	水際 での 遊 び が 楽 し め る	—	—	—	0.1 mg/L 以下		0.09 mg/L 以下		規格46.3に定める方法
全亜鉛	水際 での 遊 び が 楽 し め る	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）
ノニルフェノール	水際 での 遊 び が 楽 し め る	0.002 mg/L 以下			0.002 mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表11に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	水際 での 遊 び が 楽 し め る	0.05 mg/L 以下			0.05 mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表12に掲げる方法

注1 「測定方法」の欄において「規格」とは、日本工業規格K0102をいい、「付表」とは昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表に掲げるものをいう。

2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。

3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

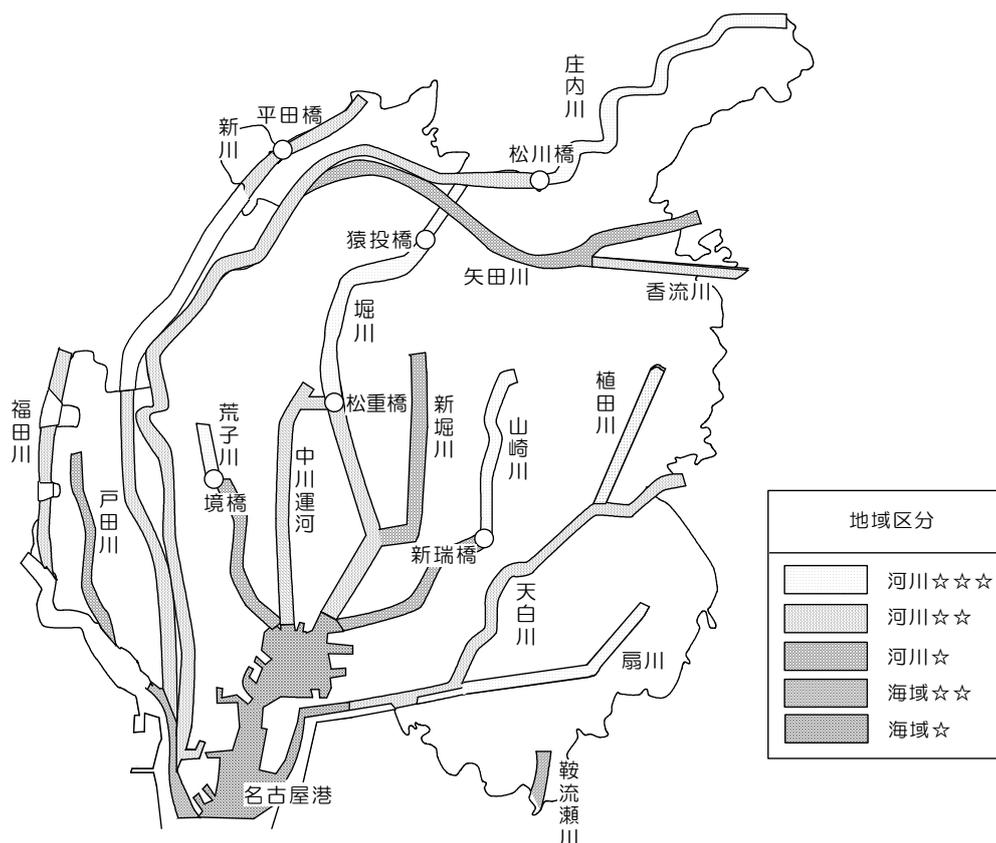
4 全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。

(3) 親しみやすい指標による目標

区分 水質の イメージ 項目	河 川			ため池		海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入っ ての遊 びが 楽し める	水際 での 遊 びが 楽し める	岸 辺 の 散 歩 が 楽し める	水 際 で の 遊 び が 楽し める	岸 辺 の 散 歩 が 楽し める	水 際 で の 遊 び が 楽し める	海 辺 の 散 歩 が 楽し める
水のごり (透視度)	にごり が な い (お お む ね 70 cm 以 上)	にごり が 少 な い (お お む ね 50 cm 以 上)	にごり が あ る (お お む ね 30 cm 以 上)	にごり が 少 な い (お お む ね 50 cm 以 上)	にごり が あ る (お お む ね 30 cm 以 上)	にごり が な い (お お む ね 70 cm 以 上)	
水におい	顔 を 近 づ け て も 不 快 で な い こ と。	水 際 に 寄 っ て も 不 快 で な い こ と。	橋 や 護 岸 で 不 快 で な い こ と。	不 快 で な い こ と。		不 快 で な い こ と。	
水の色	異 常 な 着 色 の な い こ と。			水 の 華 (ア オ コ) 等 の 異 常 な 着 色 の な い こ と。		赤 潮 ・ 苦 潮 等 の 異 常 な 着 色 の な い こ と。	
水の流れ	流 れ の あ る こ と。			—	—	—	—
ごみ	ご み が 捨 て ら れ て い な い こ と。						
生物指標	(淡 水 域) ア ユ、 モ ロ コ 類、 ヒ ラ タ カ ゲ ロ ウ 類、 カ ワ ゲ ラ 類	(淡 水 域) カ マ ツ カ、 オ イ カ ワ、 コ カ ゲ ロ ウ 類、 シ マ ト ビ ケ ラ 類、 ハ グ ロ ト ン ボ	(淡 水 域) フ ナ 類、 イ ト ト ン ボ 類、 ミ ズ ム シ (甲 殻 類)、 ヒ ル 類 (汽 水 域) フ ジ ツ ボ 類、 ゴ カ イ 類	オ イ カ ワ、 ウ チ ワ ヤ ン マ、 チ ョ ウ ト ン ボ、 ト ビ ケ ラ 類、 ガ ガ ブ タ、 ク ロ モ、 ヒ ル ム シ ロ 類、 コ ウ ホ ネ	フ ナ 類、 イ ト ト ン ボ 類、 コ シ ア キ ト ン ボ、 ミ ズ カ マ キ リ 類、 ヨ シ、 ガ マ 類、 ヒ シ 類	(海 域) ク ロ ダ イ、 マ ハ ゼ、 シ ロ ギ ス、 カ レ イ 類、 ヤ ド カ リ 類、 ア サ リ (干 潟) チ ゴ ガ ニ、 ア ナ ジ ヤ コ、 ヤ マ ト シ ジ ミ	(海 域) ボ ラ、 ス ズ キ、 イ ソ ギ ン チ ャ ク 類、 フ ジ ツ ボ 類 (干 潟) ニ ホ ン ド ロ ソ コ エ ビ、 ゴ カ イ 類、 ヤ マ ト オ サ ガ ニ

(地域区分)

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
ため池	☆☆	水際での遊びが楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域



資料4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月環境庁告示第10号・最終改正平成28年3月環境省告示第31号)

項目	測定方法	基準値	報告下限値
カドミウム	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表8に掲げる方法によることができる。)	0.003mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	検出されないこと	0.1mg/ℓ
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.01mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	0.05mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ
砒素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.01mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ
総水銀	公共用水域告示付表1に掲げる方法	0.0005mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ
アルキル水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/ℓ
P C B	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/ℓ
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.02mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法	0.002mg/ℓ 以下	0.0002mg/ℓ
クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.002mg/ℓ 以下	0.0002mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.004mg/ℓ 以下	0.0004mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.1mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.04mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.006mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.002mg/ℓ 以下	0.0002mg/ℓ
チウラム	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.006mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ
シマジン	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/ℓ 以下	0.0003mg/ℓ
チオベンカルブ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.02mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ
セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.01mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	10mg/ℓ 以下	0.10mg/ℓ
ふっ素	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注 ^(*) 第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法	0.8mg/ℓ 以下	0.08mg/ℓ
ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	1mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.05mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5 本調査は、上記に掲げる測定方法等により行った。なお、平成31年3月に測定方法の一部を改正した告示がされている(平成31年3月環境省告示第54号)。